

## 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成

「お手続きをお忘れなく」

### 児童扶養手当

18歳に達する日の属する年度の末日（3月31日）までの間にある児童（中度以上の障がいがある場合は20歳未満）がいる母子家庭等に支給されます。

#### 対象

- ① 次の子が死亡、または生死不明である児童
- ② 父が重度の障がいがある児童
- ③ 父が1年以上拘禁されている児童
- ④ 父が1年以上遺棄されている児童
- ⑤ 父が1年以上以上遺棄されている児童
- ⑥ 婚姻によらないで生まれた児童

#### 支給制限

次のような場合は、手当を受けられません。  
① 公的年金や遺族補償を受けているとき、または受

けることができるとき

- ② 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ③ 児童が父の公的年金の加算対象となっていないとき

#### 手当の月額

- 児童1人のとき  
9850円～41720円
- 児童2人のとき  
5000円加算
- 児童3人以上のとき  
1人増すごとに  
3000円加算

前年の所得が一定額以上のときは、手当の一部または全額が支給停止となります。

### ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭の母、父子家庭の父及び児童などが、健康保険により医療機関で診療を受けた場合、医療費の自己負担金の一部を助成します。

#### 対象

母子家庭の母とその養育する児童、父子家庭の父と

その養育する児童、父母のない児童、ひとり暮らしの寡婦で所得が一定の基準を超えない世帯

※ 児童18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者

※ ひとり暮らしの寡婦：75歳未満、健康保険被保険者本人

※ 母子家庭の母、父子家庭の父：20歳未満の児童を養育している者

### 現況届の提出・更新の手続き

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けている方は、毎年8月に現況届・更新の手続きが必要です。

この届け出がないと、8月以降の手当が受けられなくなりしますのでご注意ください。

なお、該当者の方には後日お知らせいたします。

### 児童扶養手当現況届・ひとり親家庭等医療費助成更新手続き

受付時間：9時～20時

月日	場所
8月17日(月)	北方支所2階 2-3会議室
8月18日(火)	山内支所2階 2-3会議室
8月19日(水)	本庁3階 会議室
8月20日(木)	
8月21日(金)	

#### 各種制度について

● 高等技能訓練促進費：看護師等、資格取得を目的とする養成機関において2年以上就業する母子家庭の母に対して支給されます。

● 自立支援教育訓練給付金：職業能力の開発のための指定講座を受講した母子家庭の母に対して支給されます。

● JR通勤定期の割引：児童扶養手当を受けている母子家庭の方が通勤にJRを利用している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。ただし他の割引(学割など)との併用はできません。

### 子育て応援特別手当の申請はお済みですか？

子育て応援特別手当は、多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、幼児教育期の第2子以降の子どもに支給されるものです。

申請期間：平成21年9月30日(水)まで  
～申請はお早めに！～

☎ 子育て部 支援課  
☎ (23)9216  
山内支所 暮らし課  
☎ (45)2906  
北方支所 暮らし課  
☎ (36)6020



担当：松尾(支援課)